

船舶事故調査報告書

令和3年9月29日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和3年5月3日 11時00分ごろ
発生場所	長崎県南島原市加津佐漁港南西方沖 瀬詰埼灯台から真方位340° 2.0海里（M）付近 （概位 北緯32° 37.3′ 東経130° 09.2′）
事故の概要	漁船義栄丸は、北西進中、また、ミニボート（船名なし）は、錨泊中、両船が衝突した。 ミニボート（船名なし）は、同乗者が負傷し、船首部の破損等を生じ、また、義栄丸は、船首部外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和3年5月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 義栄丸、4.0トン NS3-400774（漁船登録番号）、個人所有 10.40m（Lr）×2.62m×0.86m、FRP ディーゼル機関、147.10kW、昭和63年3月9日 第292-52436号（船舶検査済票の番号） B ミニボート（船名なし）、総トン数なし なし、個人所有 約2.95m×約1.35m×約0.40m、ゴム ガソリン機関（船外機）、1.47kW、平成30年11月（製造）
乗組員等に関する情報	A 船長A 74歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和53年11月2日 免許証交付日 令和2年9月1日 （令和8年6月20日まで有効） B 操縦者B 57歳 操縦免許 なし
死傷者等	A なし B 重傷 1人（同乗者B）
損傷	A 船首部外板に擦過傷

	B 船首部の破損、船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：うねり 波高約0.5m、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>A 船は、船長Aほか1人（以下「乗組員A」という。）が乗り組み、磯建網漁の目的で、令和3年5月3日10時55分ごろ南島原市権田鼻西方沖の漁場に向けて加津佐漁港を出港した。</p> <p>船長Aは、操舵室右舷側の椅子に腰を掛けて手動操舵により操船に当たり、加津佐漁港南部の防波堤を出た辺りで、一旦停船して周囲の状況を確認し、これから進行する方向の南島原市岩戸山西南西方沖に先航する僚船1隻のみを認めた後、本船を発進させて2～3ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で岩戸山に沿って右転を始めた。</p> <p>船長Aは、僚船以外に他船はいないと思い、操舵室左舷側に立っていた乗組員AとGPSプロッターを見て漁場を確認しながら操船に当たり、岩戸山南方沖で権田鼻西方沖に向けて針路を定めた後、約10knに増速しようと機関スロットルレバーの操作を始めたところ、11時00分ごろプロペラに何かを巻いたような衝撃を感じ、後方を振り向いてB船を認め、A船がB船と衝突したことが分かった。</p> <p>（写真1 参照）</p> <div data-bbox="667 1070 1305 1541" data-label="Image"> </div> <p>写真1 本事故時の船長Aの操船状況（再現）</p> <p>船長Aは、A船を右回頭させてA船の左舷側をB船に着け、B船上にいた同乗者Bと海中にいた操縦者Bを、A船の左舷側に掛けた縄梯子からA船上に救助した後、B船をA船上に引き上げた。</p> <p>その後、A船のプロペラに何かを巻き込んでいてA船が航行不能となり、また、同乗者Bが右肩の痛みを訴えるので、乗組員Aは、知り合いの漁船に救助を求めるとともに、所属する漁業協同組合の担当者に依頼して救急車を要請し、A船は知り合いの漁船にえい航されて加津佐漁港に入港した。</p> <p>B船は、操縦者Bほか友人である同乗者Bが乗り、10時35分ご</p>

	<p>ろ本事故発生場所付近で船首部から重さ約3kgのマッシュルーム型アンカーを投入し、船首を南東方に向け、船外機を停止して錨泊を始めた。</p> <p>同乗者Bは、B船の左舷前部で左舷斜め前方を向いて釣りをしていたとき、B船の南東（船首）方200m付近にA船を認め、A船の動静を見ていたところ、A船がB船に向かって真っ直ぐ接近するので、左舷後部で左舷斜め後方を向いて釣りをしている操縦者BにA船が接近している旨を知らせた。</p> <p>操縦者Bは、魚を釣り上げようとしていたところ、同乗者Bからの知らせでA船が接近していることを確認し、同乗者Bと共に立ち上がって手や釣り竿を振りながら大声で叫んだものの、A船がなおも接近するので、危険を感じて同乗者Bに海に飛び込むよう声を掛け、自身が海中に飛び込んだ直後、A船の船首部がB船の船首部に衝突し、同乗者Bの身体にB船の船体が接触した。</p> <p>操縦者B及び同乗者BはA船に救助され、僚船にえい航されたA船で加津佐漁港に入港した後、同乗者Bは、救急車で病院に搬送され、右上腕骨近位端骨折、右鎖骨遠位端骨折、両膝関節打撲傷により全治約4週間と診断されて5日間入院した。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図、写真2 A船、写真3 B船 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、後日上架された際、B船の破損した船首部分及びアンカーロープをA船のプロペラに巻き込んでいることが確認された。</p> <p>操縦者Bは、約20年前からミニボートに乗船して釣りをしており、約1年前からB船を使用して釣りを行っていた。</p> <p>操縦者Bは、ふだんB船の船首部に棒を立てて高さ約1.5mのところピンク色の旗を掲げていたが、本事故当時、同旗を持参するのを忘れていた。</p> <p>操縦者Bは、本事故当時、時々周囲の見張りを行っていたが、航行中の他船が錨泊中のB船を避けてくれると思い、釣りに意識を向けながら錨泊を続けていて、接近するA船に気付くのが遅れたと本事故後に思った。</p> <p>操縦者Bは膨脹式の救命胴衣を、同乗者Bはベスト型の救命胴衣をそれぞれ着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、加津佐漁港南西方沖を増速しながら北西進中、船長Aが、前路には僚船以外に他船はいないと思い、GPSプロッターで漁場を確認しながら航行を続けたことから、前路で錨泊中のB船に気付か</p>

	<p>ず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、加津佐漁港南部の防波堤を出て停船し、周囲の状況を確認した際、進行方向に先航する僚船1隻のみしか認めなかったことから、前路には僚船以外に他船はいないと思ったものと考えられる。</p> <p>B船は、加津佐漁港南西方沖で錨泊中、操縦者Bが、航行中の他船が錨泊中のB船を避けてくれると思い、釣りに意識を向けながら錨泊を続けていたことから、接近するA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、加津佐漁港南西方沖において、A船が増速しながら北西進中、B船が錨泊中、船長Aが、前路には僚船以外に他船はいないと思い、GPSプロッターで漁場を確認しながら航行を続けたため、前路で錨泊中のB船に気付かず、また、操縦者Bが、航行中の他船が錨泊中のB船を避けてくれると思い、釣りに意識を向けながら錨泊を続けていたため、接近するA船に気付くのが遅れ、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、航行中、前路に他船はいないと思わず、また、GPSプロッターに意識を向け過ぎることなく、レーダーがない場合には目視による見張りに重点を置き、常時、適切な見張りを行うこと。 ・ 操縦者は、錨泊中、他船が自船を避けてくれると思わず、常時適切な見張りを行い、接近する他船に対し、余裕のある時期に注意喚起を行い、必要に応じて機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置を採ること。 ・ ミニポートは、他船からの認識が容易となるよう、3m以上の高さのポール等を使用して目印となる旗を掲げることが望ましい。

付図1 事故発生経過概略図

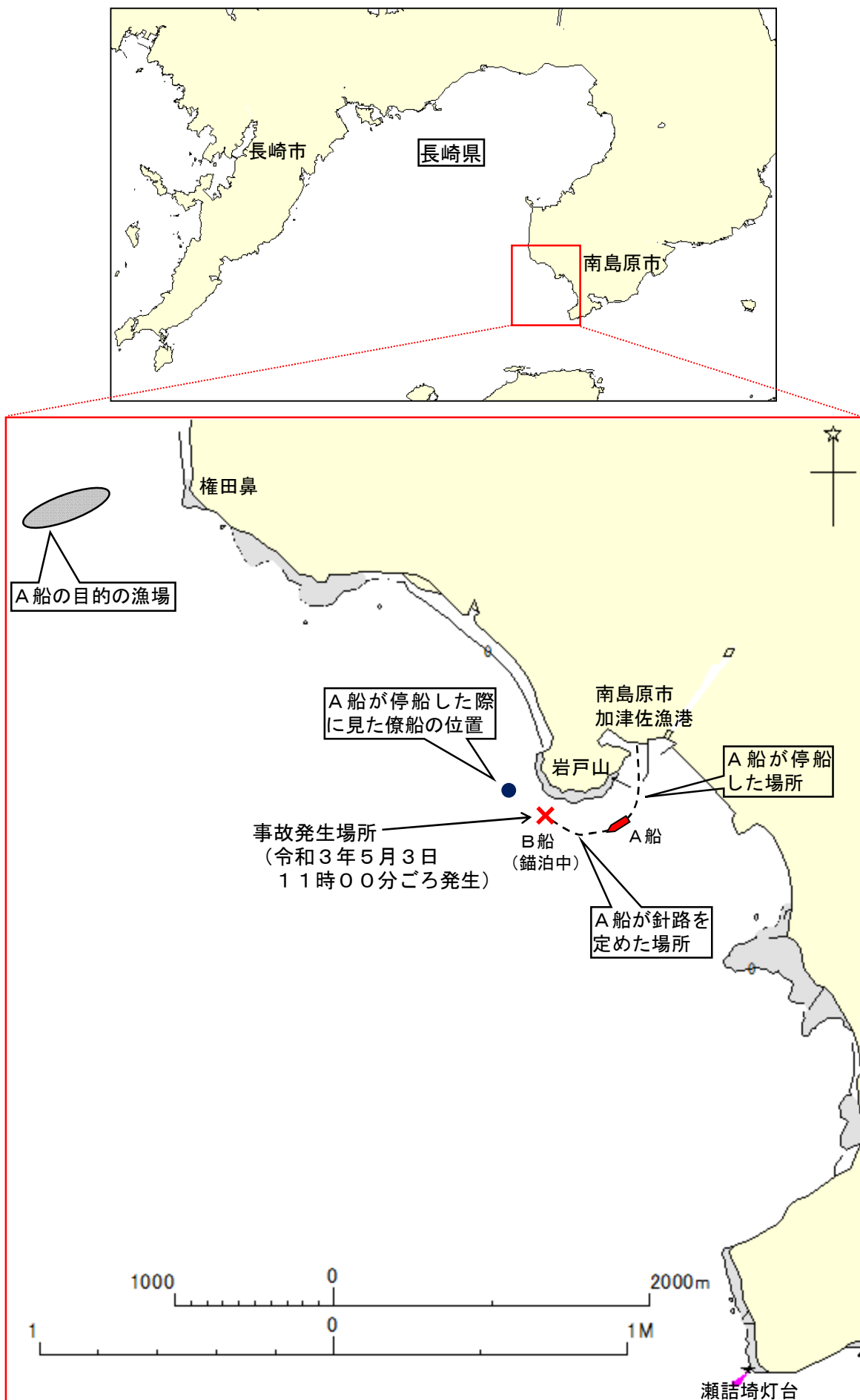


写真2 A船



写真3 B船



破損した船首部分